

【公表】

整理番号	13
契約番号	8農振財契第293号
件名	森林循環に資する花粉発生源対策(主伐)委託(西多摩郡檜原村小沢地内)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都西多摩郡檜原村小沢地内
概要	伐木・造材 1,507m ³ 集運材 1,507m ³ 運搬 1,507m ³ 掃除伐 2.25ha 施設費 1式 枝葉整理 2.25ha
契約期間	契約確定の日の翌日から令和9年9月13日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	別添「入札参加資格要件」のとおり
格付	問わない
仕様説明会	令和8年6月26日～令和8年7月2日の間に現地説明会を実施。
開札予定日時	令和8年7月16日(木) 午前10時00分(入札期間などの詳細は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和8年6月11日(木)午前10時から令和8年6月18日(木)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	別添「入札参加資格要件」のとおり
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとしします。</p> <p>(3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u></p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の10日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p> <p>(8) 仕様書添付書類(図面)については、指名通知の際に提示します。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0721</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 花粉対策室</p> <p>住所 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎内</p> <p>電話 0428-20-8134</p>

仕 様 書

- 1 委託件名 森林循環に資する花粉発生源対策（主伐）委託
（西多摩郡檜原村小沢地内）
- 2 工 期 契約確定の日の翌日から 280 日間
- 3 委託場所 東京都西多摩郡檜原村小沢地内
- 4 支払方法 検査合格後、適法な請求書を提出した日から 30 日以内に支払うものとする。
- 5 その他 委託業務の実施に当たっては、主伐作業特記仕様書によること。

主伐作業特記仕様書

件名：森林循環に資する花粉発生源対策（主伐）委託（西多摩郡檜原村小沢地内）

契約期間：契約確定の日の翌日から280日間

第1章 総 則

第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、この施業の施工に適用する。

第2条 この委託の施業に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。

第3条 「標準仕様書」・「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」・「標準仕様書」の順によるものとする。

第4条 この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。

- 1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出類様式集」
- 2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真要領」

第5条 標準仕様書・適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

第6条 この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。

第7条 受託者は、施業着手後に条件が異なった場合、本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議する。

第8条 受託者は、契約後速やかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。

第9条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第10条 受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うこと。また、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守すること。

第11条 本委託の実施に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守する。

- ア ディーゼル車規制に適合する自動車とする。
- イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対象地域内で登録可能な自動車利用に努める。

当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等

の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

第12条 本委託の実施に当っては、財団の定めた森林管理方針に従いSGEC森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式-12にて報告すること。なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の使用に当たっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適切な管理を行うこと。

第13条 原木販売収益分配制度

- 1) 本委託は、受託者からの申請により、「原木販売収益分配制度」を適用することができる。本制度を適用した場合、委託者が算定した多摩木材センターでの原木販売平均価額を上回った収益の半額分を受け取ることができる。
- 2) 本制度を適用する場合は、契約締結後7日以内に「様式-12」より委託者に請求すること。なお、申請は契約期間の途中でも行うことができるが、その場合は委託者から市の適用日が通知され、その日以降の販売額が対象となる。

第14条 木材の最終出荷日

- 1) 本委託では、多摩木材センター及び貯木場への木材運搬が行われた後に、委託者が検知した確定材積で設計変更を行う。このため、受託者は木材の最終出荷を指定期日の50営業日前までに済ませること。
- 2) 受託者の責に帰すべき事由によりこれを過ぎる場合には、契約書第24条の規定による遅延違約金の徴収を伴う指定期日延期の対象とする。

第2章 提出書類

第15条 受託者は、施業のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。
施業記録写真 1部

第3章 施業

第16条 施業範囲の確認

- 1) 施業範囲は測量杭及び対象木材に付けられた木材チョーク等により確認すること。
- 2) 測量杭は保全に努め、測量杭を作業中に遺失した場合は監督員と協議し、その指示のもと復元しなければならない。

第17条 隣接地権者等との調整

- 1) 監督員に報告のうえ、伐採地周辺の地権者を調査し、関係地権者に連絡し、必要に応じて関係地権者と現地で立会い、境界を確認すること。
- 2) 土場や機械集材装置等（主索のアンカーを含む。）の施設を施業対象地外に計画する場合並びに対象地外の支障木を伐採する場合は、監督員に報告のうえ、周辺地権者や関係者を調査し、土地使用承諾、謝礼の折衝などを行うこと。

第18条 第三者への安全管理

- 1) 施業箇所一般者等が、立ち入らないよう保安看板等を設置し現場内に一般者が立ち入らないよう万全を期すこと。また、下部に林道等がある場合には、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置すること。
- 2) 道路（都道、市町村道、林道等）沿いにおいて、伐採、集材、積込等の作業を実施する際は、必要に応じて交通整理要員を配置すること。また、道路の構造物や付帯施設に損傷を与えないよう対策を講じること。
- 3) 伐採や集材による林道への落石を防ぐため、必要に応じ落石防護柵等を設置すること。

第19条 伐木・造材

- 1) 伐採に当たっては、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を遵守して安全に努め、いかなる場合も第三者に迷惑をおよぼさぬよう努めること。また、伐倒方向、伐倒方法に十分注意し、残存木に損傷を与えないこと。
- 2) 造材方法については、適宜監督員に確認すること。
- 3) 伐倒木は枝払すること。
- 4) 境界木等の指定木は、伐採しないこと。

第20条 集材及び集材施設の設置

- 1) 対象森林に対してできるだけ多くの範囲を集材できるように集材施設を設置すること。
- 2) 集材は、林地を荒らさないようにするため、原則として機械集材装置で行うこと。
- 3) 機械集材装置の設置は、作業者のみならず、隣接地及び林道等の通行者の安全対策も考慮すること。
- 4) 機械集材装置の設置に際し、主索等が送電線や送電鉄塔に近接する場合、または送電線下を横断する場合は、あらかじめ東京電力パワーグリッド株式会社（立川支社送電保守グループ）と協議すること。
- 5) 必要に応じて山土場を造成、整地すること。
- 6) 山土場の造成又は作業道を作設する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得ること。利用後は整理し、監督員の確認を受けること。
- 7) 機械集材装置の構造については、関係諸法令等に適合したものとし、適切に設置すること。
- 8) 各支柱のブロック及び控索取付け位置には「あて木」を取付け、立木を保護すること。
- 9) 林業架線作業を行うときは、作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること等により禁止すること。
 - ア 主索の下で、材等が落下し、又は降下することにより危険を及ぼすおそれのあるところ。
 - イ 材等を荷掛けし、又は集材している場所の下方で、材等が転落し、又は滑ることにより危険のおそれがあるところ。
 - ウ 作業索の内角側で、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来するこ

とにより危険を及ぼすおそれのあるところ。

第21条 運搬

- 1) 材は材質等により仕分け、貯木場（青梅市新町6-8-8）又は多摩木材センター（日の出町大久野7689）へ出荷すること。
- 2) 東京都財務局長が定めた「過積載防止対策マニュアル」に準じて過積載の防止に努めるものとする。なお、「過積載防止対策マニュアル」は東京都財務局のホームページから入手できる。
- 3) 施業地周辺の集落内の道路を通行する際は、制限速度を遵守し、近隣住民等とトラブルにならないよう十分配慮すること。

第22条 掃除伐

伐木・造材等作業を安全に行うため、雑草木及び竹等を地際より刈り払うこと。

第23条 枝葉整理

- 1) 市場価値の伴わない極端な曲り材等の不良木及び枯損木や、保育作業の障害となる雑草木等は、伐倒・伐採して林内に横伏せて整理すること。
- 2) 刈払物、枝条及び端材は林内にまくりとして整理すること。
- 3) 原則として、横筋は高さ約1.5m以内、幅約1.8m以内に寄せ付けて整理し、横筋と横筋の間隔は上下に移動できるように隙間を空けること。寄せ付け整理に当たっては、とくに刈払物の飛散及び転落の防止に注意する。
- 4) シカ柵の設置ができるよう施業地境界に近接してまくりを作らないこと。ただし、地形等の状況でやむを得ない場合は、この限りではない。
- 5) 枝条や伐採木等については、原則として沢地形および窪地に集積させないこと。また、尾根筋にまくりをつくらないこと。
- 6) 植栽除地に枝葉を置く場合は、急傾斜部等から枝葉が流れ出ることの無いようにすること。
- 7) 伐採に伴って発生した枝葉等は伐採地に戻し入れ、伐採地範囲外にはまくりを作らないこと。伐採地内で処理しきれない枝葉は財団と契約した業者が回収するため、対象となる枝葉や回収時期について監督員と調整すること。枝葉の処理が完了し、監督員の確認を受けるまでは積込み等に必要な機械は撤収しないこと。
- 8) まくりの位置は一部に偏らないよう、伐採地に分散して配置すること。

第24条 その他

- 1) 搬出のための土場・アンカー等の設置及び支障木等の除去並びにそれらの復旧等については、受託者の責任で実施すること。
- 2) 施業進行に際し、監督員、地権者及び近隣地主等との連絡を密に取りトラブル等起きないように十分注意すること。
- 3) 施業範囲は家屋及び公園等の公共施設と隣接しているため、作業道や施業地から土砂が流出しないように配慮すること。
- 4) 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。喫煙等は安全な場所で行い、火の始末は確実にを行うこと。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等

を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。

- 5) 作業実施日は作業開始前にKY活動を行い、その内容を監督員に報告すること。
- 6) 集材機を使用する場合、労働安全衛生法第88条に基づき、機械集材装置にかかる機械等設置届を、当該施業地を管轄する労働基準監督署（以下「労働基準監督署」という。）に提出すること。集材機の設置位置を変更する場合は都度、労働基準監督署に届出提出を行うこと。届出提出後は、「様式-12」より報告書を作成し、収受を受けた写しと共に監督員に提出すること。
- 7) 集材機を使用する日は、ワイヤーロープの点検を行うこと。点検結果は「ワイヤーロープ点検表（別紙）」に記入し、翌月の5日までに監督員に提出すること。
- 8) この契約の履行に際し、提供した個人情報を含む資料について、管理を厳重に行うこと。万一遺失した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- 9) 東京都で実施している、野生イノシシの豚熱（CSF 旧称 豚コレラ）の感染状況の確認のため、施業場所や通勤途中で死亡した野生イノシシを発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- 10) 東京都で実施している、鳥インフルエンザの感染状況の確認のため、外傷が無い状態で死亡した野鳥を発見した場合は、野鳥の種類が判別できる写真を撮影し、速やかに監督員に報告すること。また、ウイルスの拡散を防止するため、死亡した野鳥に素手で触れたり、接近しすぎないようにすること。
- 11) 熱中症対策として、労働安全衛生規則第612条の2の規定により発災時の報告体制及び悪化防止措置の手順を整備・周知するとともに、これらを施業計画書に記載すること。また、施業時に直射日光への対策や塩分、水分補給等を実施するとともに、施業記録写真帳に熱中症対策の実施写真を添付すること。
- 12) 施業地奥には宿泊施設が所在し、関係車両等の通行が想定されるため、林道を完全に通行止めにして作業を行ってはならない。関係車両等が通行する際は、作業を一時停止し、十分な安全を確保したうえで通行させること。また、通行者とのトラブルにならないよう適切な対応を行うこと。
- 13) 施業エリアB（見積参考資料参照）内には水道管が埋設されているため、作業にあたっては水道管を損傷しないよう適切な保護措置を講じること。また、実施する対策内容については、必ず作業計画書に具体的に記載すること。
- 14) 湯久保林道沿いには電気等の架空線が設置されているため、伐木および集材作業の実施にあたっては、当該設備に損傷を与えることのないよう十分留意し、必要に応じて保護措置等の適切な対策を講じること。また、実施する対策内容については、必ず作業計画書に具体的に記載すること。
- 15) 上記以外の事項については、監督員に協議すること。

玉掛け用ワイヤーロープ点検表

令和 年 月

受託者名：

点 検 項 目	主 眼 点	点 検 日																																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
素線の切断	一よりの間で10%以上素線が切断していないか																																	
直径	公称径より7%をこえる減少はないか																																	
キンク、よりの狂い	変形、キンク、芯のはみだしはないか																																	
腐食、保油の状態	著しい錆はないか																																	
継ぎ箇所、末端処理部	アイ編み込み部、圧縮止め金具に変形はないか																																	
シャックル	亀裂、変形はないか																																	
備 考																																		
点 検 者 サ イ ン																																		
現 場 代 理 人 サ イ ン																																		

【記入要領】

1. 点検者
原則として当該作業を行う者のうちから受託者が指名した者が点検する。
2. 点検方法
当該場所で点検表より点検する。
3. 記入方法
筆記用具は黒色ボールペンとする。
記入は良好○、その場で是正したもの△、不良×と記入し、点検表の備考欄に改善事項など記入しておく。該当事項がない場合は／線を記入する。
4. 点検結果
即時是正できる事項は、是正を行った後作業を行い、すぐに是正できない事項については、作業を中止して現場代理人に報告する。
5. 点検時期
その日の使用前
6. 提出方法
点検表は翌月の5日までに発注者へ提出すること。